明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二七）　一
〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**二一）　五
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**一七一）　六
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**四七七）　八
○保安林の指定をする件（**同**四七八～五〇四）　一五
〔国会事項〕
諸事項　一六
〔公　告〕
**官庁**
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業廃止関係　二〇
**裁判所**
破産、免責、再生関係　四八
**特殊法人等**
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、企業年金基金変更関係　五二
**会社その他**
**会社決算公告**　五二

## 省令

### ○農林水産省令第二十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二日

農林水産大臣　野上浩太郎